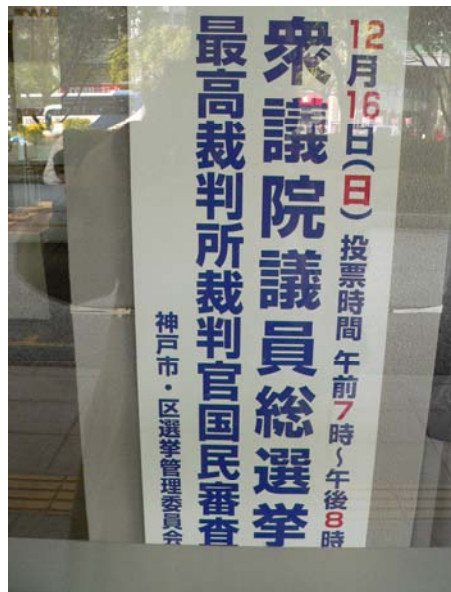


20.その他資料(選挙啓発関連資料、選挙公報)



○市役所横断幕



○市役所立看板



○交通センタービル看板



○市バス停留所のぼり



○ポスター掲示場



○投票所風景

選挙のお知らせ

平成24年12月発行 / 神戸市選挙管理委員会

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官 国民審査

投票日 **12月16日(日)** 午前7時～午後8時
そろって投票しましょう



平成24年度明るい選挙をすすめるポスターコンクール
特選 神戸市立淡河中学校3年 上山千波さんの作品

◆神戸市で投票できる人は

- 平成4年12月17日までに生まれた人で、平成24年9月3日までに神戸市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に居住している人です。
※なお、今年の9月4日以降に神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で投票できます。

◆投票方法等は

今回の選挙では、衆議院小選挙区選挙と比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3種類の投票となります。

- 衆議院小選挙区選挙：「オレンジ色」の投票用紙に、「候補者の氏名」を書いて投票します。
- 衆議院比例代表選挙：「うすい水色」の投票用紙に、「名簿届出政党等の名称又は略称」を書いて投票します。
- 最高裁判所裁判官国民審査：「白色」の投票用紙に、やめさせたいと思う裁判官には、その氏名の上の欄に「×」を、やめさせなくてもよいと思う裁判官には、何も書かないで投票します。

◆投票所は

- 「投票のご案内」を公示日(12月4日)以降、できるだけ早く世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。
※なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。
- 市内で住所を移した人(選挙人名簿に登録されている人)の投票所は、次のとおりです。

- ①今年の11月20日までに「住民異動届」を出した人 ⇒ **新しい住所地の投票所**
- ②今年の11月21日以降に「住民異動届」を出した人 ⇒ **もとの住所地の投票所**
- 今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。 ⇒ **裏面に記載の地域**です。
- ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月(○月生まれ)をお尋ねしています。

◆期日前投票は

選挙期日(12月16日)に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

- 受付場所は ⇒ **選挙人名簿に登録されている区の区役所等の期日前投票所**にお越しください。
◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神出張所や連絡所(山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河)でもできます。
◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所でもできます。
◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所(伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫛谷、平野)でもできます。
※投票の際には ①宣誓書への記入が必要です。(宣誓書は、期日前投票所に備え付けています。印鑑は不要。)
②「投票のご案内」が届いていましたら、お持ちください。(なくても投票できます。)

●受付期間・時間は

- ◇期間 ⇒ ①衆議院小選挙区選挙と比例代表選挙は、12月5日(水)～12月15日(土)
②最高裁判所裁判官国民審査は、12月9日(日)～12月15日(土)
※12月5日(水)～12月8日(土)の間に、衆議院小選挙区選挙と比例代表選挙の投票を済ませられた人も、12月9日(日)以降は国民審査の投票ができます。

※期間中の土曜、日曜日も受け付けています。

- ◇時間 ⇒ **午前8時30分～午後8時**(※北区、西区の連絡所は午前9時～午後5時)

(注) 選挙期日(12月16日)には20歳になるが、期日前投票をするときにはまだ19歳の人は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。受付期間・場所は、期日前投票と同じです。

◆不在者投票は

- 旅行や出張などで、選挙期日(12月16日)の投票も期日前投票もできない人は、事前に手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

◇手続きの概略は、次のとおりです。

- ①「投票用紙等請求書兼宣誓書」に必要事項を記載のうえ、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会あてに郵送してください。

※用紙は、滞在先の選挙管理委員会で入手できます。

また、神戸市のホームページからもダウンロード出来ます。⇒ <http://www.city.kobe.lg.jp/life/registration/shinsei/senkyo/01.html>

※FAXや電子メールでは、請求できません。

- ②選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」(封筒に入っています。)等を滞在先にお送りします。

※最高裁判所裁判官国民審査にかかる不在者投票の請求ができるのは、12月9日(日)からとされていますので、12月9日(日)以降、衆議院選挙と国民審査の投票用紙等をまとめて発送します。お急ぎの場合などで、国民審査の投票用紙を請求されない場合は、「投票用紙等請求書兼宣誓書」の「最高裁判所裁判官国民審査」の文字を二重線で消して請求してください。

③お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。

※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。(開封すると投票できません。)

※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記載しないでください。

◇投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までに投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

●病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。

●身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は

◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障害名	障害の等級		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

◇左記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人に限ります。)が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、12月12日(水)までに、当該証明書を添えて、登録されている区の選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

※詳しくは、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

②戦傷病者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障害名	障害の等級			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

③介護保険の被保険者証(※資格者証ではありません。)をお持ちの人

被保険者の要介護状態区分	要介護5
--------------	------

◆点字投票・代理投票

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所や期日前投票所の係員にお申出ください。

なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票(※郵便等による不在者投票は除きます。)でも行うことができます。

●投票所(期日前投票所)では、「投票済証」を会社への証明等のため必要な人に限ってお渡ししています。必要な人は、係員にお申出ください。

◆投票所が変更になった地域

区	投票所が変更になった地域	新しい投票所
中央区	加納町1・2・3丁目(1～5番を除く)、北野町1～4丁目、山本通1・2丁目	山本通東公園仮設投票所(1階)
	下山手通7丁目17・18番、中山手通7・8丁目	県立大倉山高層住宅コミュニティプラザ(1階)
北区	日の峰1～5丁目	箕谷地域福祉センター分館(1階)
	山田町上谷上字(古々谷・古々山・ヤンゲン・ウツギ原・見山口・堺山・下雁田・ふけを除く)、山田町下谷上字(中上・芝山・芝床・芝床ノ上・中段・藤畑・天神・志く志く・小畑)、谷上東町、谷上西町、谷上南町	谷上地域福祉センター(1階)
	大沢町神付、大沢町上大沢、大沢町日西原、大沢町簾、大沢町市原	大沢地域福祉センター(1階)
	長尾町上津、長尾町宅原、赤松台1・2丁目	長尾幼稚園(1階)
	上津台1～9丁目	長尾小学校(1階)
	淡河町北畑、淡河町行原、淡河町東畑	上淡河地域福祉センター(1階)
長田区	淡河町淡河、淡河町勝雄、淡河町北僧尾、淡河町木津、淡河町萩原、淡河町南僧尾	淡河小学校(1階)
	駒ヶ林町4～6丁目、駒ヶ林南町	駒ヶ林浦漁業会集会所(1階)
須磨区	稲葉町1～6丁目、松風町3～6丁目、中島町1～3丁目、南町1～3丁目、北町1～3丁目	須磨消防署(旧須磨区役所)(3階)
	平田町1～5丁目(山陽電鉄軌道以南)、戎町1～6丁目、大田町1～8丁目、大黒町1～5丁目	須磨区役所(1階)
垂水区	南多聞台3丁目の内6～8番の区域、西脇1・2丁目、本多聞1丁目	西脇こどもひろば(1階)
	南多聞台1・2丁目、南多聞台3丁目の内1～5番の区域、南多聞台4丁目の内5～16番の区域、南多聞台5～8丁目	神陵台地域福祉センター(1階)
	神陵台1～6丁目	神陵台小学校(1階)
	美山台1・2丁目、青山台1～4・6・7丁目、東垂水町字高丸(762番地を除く)	垂水東中学校(1階)
	星が丘3丁目(1番10～16・58～88号、7番28～36号を除く)、星陵台4丁目	星陵台中学校(1階)

◆投票所の施設の名称が変更になった所

東灘区「神大付属住吉中・小学校」⇒「神大付属中等教育学校」、須磨区「アルテピアⅢ番街集会所」⇒「アルテピアパレス2階ワンダースクエア」

— 投開票速報等の実施について —

12月16日(日)は、神戸市選挙管理委員会のホームページで、衆議院議員総選挙等の投開票速報(神戸市分)を行います。

下記のアドレスからアクセスしてください。

●神戸市 <http://www.city.kobe.lg.jp>

●神戸市選挙管理委員会

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>

12月6日(木)から、毎日午前10時頃に前日の期日前投票の投票者数(神戸市分)の速報も掲示しています。

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区選挙管理委員会 TEL 078-841-4131(代)

灘区選挙管理委員会 TEL 078-843-7001(代)

中央区選挙管理委員会 TEL 078-232-4411(代)

兵庫区選挙管理委員会 TEL 078-511-2111(代)

北区選挙管理委員会 TEL 078-593-1111(代)

長田区選挙管理委員会 TEL 078-579-2311(代)

須磨区選挙管理委員会 TEL 078-731-4341(代)

同(北須磨支所) TEL 078-793-1212(代)

垂水区選挙管理委員会 TEL 078-708-5151(代)

西区選挙管理委員会 TEL 078-929-0001(代)

神戸市選挙管理委員会 TEL 078-322-5816(直)